平成２６年（再イ）第６９号

愛知県西尾市今川町馬捨場22番地　プリンスマンション201号室

再生債務者　鎌田　正美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第７０号

愛知県豊田市鵜ケ瀬町高瀬西峯８番地11

再生債務者　雨宮　　司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第７５号

愛知県安城市今本町７丁目５－１　アルカディアＡ101、住民票上の住所岐阜県山県市藤倉576番地71

再生債務者　村瀬　厚志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第３３号

岡山県倉敷市真備町川辺672番地４

再生債務者　大谷　　篤

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再イ）第９５号

北九州市小倉北区船場町２番６―605号

再生債務者　成田玲華こと　成　　玲華

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第３号

青森県十和田市大字相坂字高清水78番地40

再生債務者　中沢　達弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月19日

青森地方裁判所十和田支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第54号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年３月18日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 27 年３月 31 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｄ154号

2．名称　株式会社ダイトク

3．住所　大阪府大阪市大正区小林東１丁目２番40号

4．特定計量器の種類　非自動はかり

計量法第 146 条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 339 号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成 27 年３月 31 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成26年11月17日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録の事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0142	住友電工テクニカルソリューションズ株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目７番28号	住友電工テクニカルソリューションズ株式会社　分析計測事業本部　東部事業部　横浜分析計測センター　横浜グループ 神奈川県横浜市栄区田谷町一番地	電気（高周波）	全部失効

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 22 号

平成21年４月１日独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第１号で公告した河川工事を下記のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 27 年３月 31 日　　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

千葉地域担当推進役　佐々木公陽

記

1　特定公共施設の種類及び名称　一級河川石神川防災調節池

2　工事施行区間

上流端

右岸：八千代市吉橋字石神1839番５地先

左岸：八千代市吉橋字石神1884番地先

下流端

右岸：八千代市吉橋字石神1812番２地先

左岸：八千代市吉橋字西芝山2303番３地先

3　工事の種類　河川工事

4　工事の完了の日　平成27年３月31日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 27 年３月 31 日　　東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．⑵⑤ロのうち、「第13条第１項第６号」を「第13条第１項第７号」に改める。

1．⑶②ロ㈠イ）及びロ）並びに１．⑶⑩ハ並びに１．⑶⑮イ㈠並びに１．⑶⑮ロ㈠のうち、「平成27年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

1．⑶⑧ロを次のとおり改める。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、⑵②ネ㈠に定める料金の額を減じるものとする。